

2021年11月24日

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

助成対象者の売上高要件の改正について

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度につきまして、以下のとおり、助成対象者の売上高要件が改正となることをお知らせいたします。

記

売上高要件として「最近2週間等の売上高」をご選択いただける対象者を、下記のとおり、改正します。

改正後	改正前
令和3年1月22日以降に特別利子補給の対象となる貸付を受けた方 <u>であって、令和3年11月30日までに当該貸付の申込を行った方</u>	令和3年1月22日以降に特別利子補給の対象となる貸付を受けた方

以上

(本件に関するお問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)



0570-060515 (平日・土日祝日 9時~17時)